

【香川県から給付金のご案内です】

香川県医療施設 生産性向上・職場環境整備等 支援給付金(第2回)

申請受付期間 令和7年10月27日(月)～令和7年12月12日(金)

※第1回目で申請を行っていない医療施設が対象です。

(第1回目と第2回目の募集のどちらか1回のみ申請可能です。)

医療施設における業務の生産性向上と職員の処遇改善を支援する給付金です。
ぜひご活用ください！

<制度の概要>

給付対象施設	令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている、 病院、有床診療所(医科・歯科)、無床診療所(医科・歯科)、訪問看護ステーション								
給付金額	<table><tr><td>①病院・有床診療所(5床以上)</td><td>40,000円 × 許可病床数</td></tr><tr><td>②有床診療所(1～4床)</td><td>180,000円 × 1施設</td></tr><tr><td>③無床診療所</td><td>180,000円 × 1施設</td></tr><tr><td>④訪問看護ステーション</td><td>180,000円 × 1施設</td></tr></table> ※消費税額及び地方消費税額は給付の対象となりません。 また、給付金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。	①病院・有床診療所(5床以上)	40,000円 × 許可病床数	②有床診療所(1～4床)	180,000円 × 1施設	③無床診療所	180,000円 × 1施設	④訪問看護ステーション	180,000円 × 1施設
①病院・有床診療所(5床以上)	40,000円 × 許可病床数								
②有床診療所(1～4床)	180,000円 × 1施設								
③無床診療所	180,000円 × 1施設								
④訪問看護ステーション	180,000円 × 1施設								
給付対象事業	令和6年4月1日～令和8年3月31日の期間において、以下①～③のいずれか(複数可)の事業により、業務効率化等を図る場合の所要経費相当分が給付対象です。 ①ICT機器等の導入による業務効率化 【具体例】タブレット、離床センサー、自動精算機、WEB会議設備、床ふきロボ、監視カメラ等の業務効率化が図られる新たな機器・装置の導入 ※具体例以外の機器・装置でも、導入により更なる業務効率化(業務の所要時間・人員の削減等)が図られる場合は、ICT機器に限らず給付対象となります。一方で、具体例の機器・装置であっても、業務効率化の上積みがない場合(例えば、故障に伴い同一の機器を再度導入する場合等)は、給付対象外です。 詳しくは香川県ホームページをご確認ください。 ②タスクシフト/シェアによる業務効率化 【具体例】医師事務作業補助者、看護補助者等の職員を新たに配置することによるタスクシフト/シェア ③給付金を活用した更なる賃上げ 【具体例】処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善								
申請方法	香川県ホームページからWEB申請をお願いいたします。(申請方法のほか申請書類の記載例等もホームページに掲載していますので、ご確認をお願いします。) 香川県ホームページ <「香川県 医療施設 生産性向上」等で検索をお願いします> https://www.pref.kagawa.lg.jp/imu/seisannseikoujou.html ※WEB申請が困難な場合は、郵送での申請も可能です。 								

お問合せ先

香川県 健康福祉部 医療政策課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

Tel 087-832-3321

(受付時間 8:30～12:00、13:00～17:15 <土日祝日を除く>)